

平成 26 年第 3 回平取町議会臨時会（開会 午後 3 時 08 分）

- 議長 それでは、みなさんご苦労さんでございます。ただいまより平成 26 年第 3 回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は 12 名で会議は成立いたします。
- 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 122 条の規定によって、3 番四戸議員と 4 番松澤議員を指名します。
- 日程第 2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8 番山田議員。
- 8 番 山田議員 8 番山田です。本日招集されました第 3 回町議会臨時会の議会運営等につきましては本日開催しております議会運営委員会において協議し、会期については本日 4 月 28 日の 1 日間とすることで意見の一致をみておりましたので議長よりお諮り願いたいと思います。
- 議長 お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。
- （異議なしの声）
- 異議なしと認めます。従って、会期は本日 1 日間と決定しました。
- 日程第 3、議案第 1 号平成 26 年度平取町一般会計補正予算第 1 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。
- まちづくり課長 議案第 1 号平成 26 年度平取町一般会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3100 万円を追加いたしまして、予算の額を 57 億 9800 万円とするものでございます。2 項におきましては、補正の款項の区分、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは、事項別明細の歳出からご説明申し上げますので 6 ページをお開き願います。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 3100 万円の追加でございます。内容といたしましては、まず 13 節委託料 2100 万円の追加でございます。これは国の緊急雇用創出推進事業、地域人づくり事業でございますが、この制度を活用しまして実施する事業となってございます。このうち、1500 万円は事業名を平取町 6 次化農業・アイヌ文化等地域資源連携雇用創造事業といたしまして、平取町ならではの特徴あるアイヌ文化等の地域資源と連携いたしまして、多様な人材が活躍できる機会を提供する、生産、加工、販売、交流を一体的に取り組む、6 次化農業を展開し、新たな雇用の場を創出することを目的としておりまして、内容といたしましては、農産物栽培知識、加工技術等の実習作業、アイヌ文化と地域資源に関する案内マニュアルの作成などとなってお

ります。雇用人数は7名を創出する条件で業者等に委託する費用となってございます。同じく13節委託料でございまして、平取町6次化農業就業者処遇改善推進事業300万円でございます。これは6次化農業経営者、もしくは従業員に対する知識、技術の向上に関する研修や多角経営に関するサポートなどを主な目的といたしまして、研修運営、販路拡大支援、処遇改善計画作成などを内容といたしまして、専門業者に委託する費用、経費となってございます。同じくその下、平取町伝統的工芸品産業従事者処遇改善推進事業300万円でございますが、これはアイヌ伝統工芸家の育成、確保のためには、工芸品の販売額と利益の拡大が重要となることから、それらに結びつく取り組みを推進することを目的にいたしまして、研修の企画、販路拡大支援、処遇改善計画作成などを内容といたしまして、これも業者に委託する経費の追加となってございます。次に、19節負担金補助及び交付金130万円の追加でございますが、これはアイヌ文化遺産を活かした地域活性化事業への助成金でございまして、平取町アイヌ文化振興推進協議会が事業主体となって実施いたします当該事業の事業費1千万円のうちの平取町の負担分となってございます。この事業の内容といたしましては、文化遺産に関する総合的な情報発信事業、ヘリテージマネージャー、文化遺産に関するマネージャー等の育成事業、それからヘリテージツアーや実施、平取町文化遺産等の調査研究事業となってございまして、地域の文化遺産等の次世代への継承、発展や文化遺産等の総合的な取り組みを通じまして、地域の活性化を推進するといった内容のものでございます。21節貸付金870万円の追加でございますが、ただいま説明いたしました平取町アイヌ文化振興推進協議会が事業を行う上でその資金でございますが、これは平取町からの補助金を除きまして、すべて国の補助金を予定しているということから、国の補助金が交付されるまでの協議会の資金繰り資金として、平取町が貸し付ける資金となってございます。歳出は以上でございます。次に歳入を説明いたしますので4ページをお開き願います。15款2項2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金2100万円の追加でございます。これは緊急雇用創出推進事業、地域人づくり事業補助金でございまして、歳出で説明いたしました緊急雇用事業に充当するものでございます。充当率は100%となってございます。次に19款1項1目1節繰越金、前年度繰越金1300万円でございますが、今回の補正にかかる充当一般財源は、前年度繰越金としてございます。次のページ20款4項9目1節平取町アイヌ文化振興推進協議会貸付金元利収入870万円でございますが、これは平取町アイヌ文化振興推進協議会の事業にかかる運転資金として、貸し付けを行う資金の返済にかかる元金収入となってございます。歳出と同額を見込んでございます。以上、議案第1号平成26年度平取町一般会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、議案第1号平成26年度平取町一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第4、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

それでは報告第1号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書7ページをご覧願います。報告第1号平取町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めるものであります。次のページをご覧願います。平成26年専決処分第1号平取町税条例の一部改正につきまして、平成26年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。それでは平成26年専決処分第1号平取町税条例の一部改正につきまして、その専決処分理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律の公布及び昨年の9月定例会におきまして議決をいただきました平取町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴いまして平取町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては1点目としまして、法人課税において、地域間の税源の偏在性を是正するため、法人住民税の法人税割の税率を引き下げるとともに、新たに法人税額を課税標準とする地方法人税を創設することとしたものであります。この地方法人税については国税となっていました、税率は法人税割引き下げ分に相当するもので、道府県民税分もあわせますと、4.4%となっており、地方交付税の原資として国から地方に再配分されることになっております。主な改正の2点目としましては、軽自動車税の税率改定であります。軽自動車税につきましては、平成27年度以後に新規に取得される四輪等の新車の税率を、自家用乗用車は現行の1.5倍、その他は1.25倍に引き上げを行うこととしたものであります。また、平成27年度分から二輪車等の税率を現行の1.5倍に引き上げを行うこととしたものであります。さらに、グリーン化を推進する観点から最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度分から重課税を行うこととしたものであります。それでは条文の改正内容についてご説明申し上げますので16ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。はじめに第23条の町民税の納税義務者等の規定ですけれども、法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う改正となっております。この恒久的施設とは国内の外国法人への課税を国内と外国のどちらで行う

べきかの規準となる概念として、外国法人が国内に工場や事務所などの恒久的施設を有していれば、各国との租税条約や国内法に基づき国内で課税されることになっております。次に、第34条の4の法人税割の税率の規定についてですけれども、100分の14.7を100分の12.1に引き下げるものであります。改正の概要については先ほど、主な改正内容のところで説明させていただきましたので、省略をいたします。次に、第48条法人の町民税の申告納付の規定についてですけれども、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う改正となっております。次に、17ページの中ほど、第52条法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定についてですけれども、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う改正となっております。次のページをご覧願います。第57条、第59条の規定についてですけれども、法律の改正に伴い10号の2、10号の4の二つの号が追加されたことによる改正となっております。次に、第82条軽自動車税の税率の規定ですけれども、法律の改正にあわせ、それぞれの区分に応じて、記載のとおり税率の引き上げを行おうとするものであります。四輪以上の自家用車と二輪については現行の1.5倍、その他のものについては農業者や中小企業者に配慮し、いわゆる軽トラックや営業用車については、税率の引き上げ幅を現行の約1.25倍に抑制する税率改正となっております。また、二輪の場合においては、引き上げ後の税率が2千円に満たない場合は2千円とする改正となっております。税率の引き上げは四輪以上及び三輪の軽自動車については、平成27年4月1日以後に新規に取得される新車に限って適用することとされており、既に所有されている軽自動車や中古車を新たに取得した場合については、現行のまま据え置くこととしているところであります。また、二輪車については、平成27年度分から新規に取得されたもの、既存のものを問わず適用することとされております。お手元に軽自動車税の税率改正に関する資料を配布しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。次に、20ページをご覧願います。附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例の規定についてですが、租税特別措置法の改正に伴う条文の整理となっております。次に、その右側の現行のほうをご覧願います。附則第6条及び22ページの附則第6条の2、24ページの中ごろから始まる附則第6条の3が削除されているのは、単に課税標準の計算内容を定める規定であることから、条例の性格を踏まえ削除されたものであります。25ページの中ほどより下をご覧願います。附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定でありますけれども、特例の適用期限を3年間延長し、平成30年度までとするものであります。次のページの26ページをご覧願います。附則第10条の2の改正規定については、公害防止用設備や防水扉等の浸水防止用設備に係る整備を支援するため、また、自然冷媒を利用した一定の冷凍、冷蔵機器などのノンフロン製品については、その普及促進を支援するためわがまち特例方式を導入した上で課税標準の特例措置を講じようとするもので

あります。次に、附則第10条の3第7項新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてですけれども、法律改正にあわせて改正されたものでありますて、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置、税額の2分の1ですけれども、その創設に伴う改正でありますて、減額の適用を受けるための申告手続きを定める規定となっております。対象となる建物としては不特定多数の者が利用する大規模な建築物等ということで病院、旅館などが該当をしてきます。2番目として、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物等が該当建物となっております。次に附則第16条の軽自動車税の税率の特例の規定についてですけれども、最初の車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車に対し、平成28年度分から重課税率を適用し、課税を行うこととしたものであります。次に、附則第17条の2優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定であります。特例の適用期限を3年間延長し、29年度までとするものであります。次のページをご覧願います。中ほどの、附則第19条及び附則第19条の2、次のページの附則第19条の3、附則第21条までの改正についてですが、規定の明確化に伴う条文の整理と法律の改正に伴う条文の整理となっております。30ページをご覧願います。右側の現行の附則第21条第2項の削除についてですけれども、移行一般社団法人等に係る非課税措置が廃止されることによるものであります。平成22年12月に新公益法人制度が施行されたことによるもので、それまでの既存の公益法人は、平成25年11月までは移行期間となっておりまして、移行期間が終了したことによるものであります。次に、附則第21条の2の規定についてですけれども、法律の改正にあわせての条文整理となっております。次に附則第22条、次のページの附則第22条の2、次の次のページの33ページの附則第23条の東日本大震災に係る特例規定についてですけれども、必ずしも条例によって定めなければならない事項ではないため、条例の性格を踏まえ削除されたものであります。次に、34ページをご覧願います。附則第24条、附則第25条の改正についてですが、条の繰り上げによるものでございます。次に、35ページをご覧願います。平取町税条例の一部を改正する条例、平成25年平取町条例第13号の一部改正についてですけれども、附則第21条の2の規定は法律の改正に伴う条文の整理となっております。次に、改正附則についての改正については、第1条、第2条ともに条文の整理のための改正となっております。戻っていただきまして13ページをご覧願います。附則といたしまして、第1条ですけれどもこの条例の施行期日は平成26年4月1日から施行するものでございますが、第1号に定める法人税割の税率引き下げの改定については、平成26年10月1日から、第3号の軽自動車税の税率の引き上げについては、平成27年4月1日から、また、第5号の外国法人等に係る外国税額控除等の適用については、平成28年4月1日から施行するものでございます。また第2号及び第4号、第6号か

ら第8号まではそれぞれ記載のとおりの施行の日から施行するものでございます。次に、第2条の町民税に関する経過措置の規定についてですけれども、附則第1条の第2号に対応するところの第2項の公益法人等に係る町民税の課税の特例及び次のページの第3項の非課税口座内上場株式等の譲渡にかかる町民税の所得計算の特例については、平成27年度以後の年度分の個人町民税に適用するものであります。また、第4項については、附則第1条第5号の外国法人等に係る外国税額控除等の適用に対応するものであります。平成28年4月1日以後に開始する事業年度分に係る法人の町民税について適用し、同日前に開始した町民税については従前の例によるものでございます。次に、第5項の規定ですが附則第1条第1号に対応するところの法人税割の引き下げの経過措置については、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分に係る法人の町民税について適用し、同日前に開始した場合の町民税については従前の例によるものでございます。続きまして第3条の固定資産税の経過措置についてですけれども、第2項から第6項までは、公害防止用設備や浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置の経過措置となっていました、平成26年4月1日以後に取得される施設または設備を対象として平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用するものであります。また、第7項の経過措置につきましては、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる耐震基準適合家屋を対象として、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用するものであります。続きまして15ページの第4条から第6条までの軽自動車税に関する経過措置についてですけれども、第4条は本則の第82条に規定されている軽自動車税の税率引き上げは平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用するものであります。次に、第5条の規定についてですけれども第1項については、附則第16条の軽自動車税の税率の特例、いわゆる軽自動車税に係る重税額の導入の規定は平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用するものであります。また、第2項については、平成15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車については、初めて車両番号の指定を受けた月がわからぬため、附則第16条の読みかえ規定となっております。次に、第6条の経過措置については、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車、既存車については、税率改正前の税率とするほか、経年車における重課税についても所要の措置を講ずるものであり、本則の第82条及び附則第16条の読みかえ規定となっております。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終了いたしましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、報告第1号専決処分報告については報告どおり承認することに決定しました。

日程第5、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第2号専決処分報告について、ご説明申し上げます。議案書37ページをご覧願います。報告第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしましたので、地方税法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。次のページをご覧願います。平成26年専決処分第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、平成26年3月31日地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。それでは、平成26年専決処分第2号平取町国民健康保険税条例の一部改正について、その専決処分理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法施行令の一部改正に伴いまして平取町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正内容についてですけれども、1点目として、後期高齢者支援金及び介護納付金の課税限度額を引き上げるものであります。後期高齢者支援金の課税限度額を現行の14万円から16万円に、また介護納付金の課税限度額を現行の12万円から14万円にそれぞれ2万円引き上げようとするものであります。次に2点目についてですけれども、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯と2割軽減の対象となる世帯の所得基準を見直すこととしたものであります。5割軽減世帯の所得基準は現行では軽減判定所得の算定において、世帯主を被保険者の数に含めないこととしていましたが、改正では含めて算定することとしたものであります。また、2割軽減の対象世帯においては、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行の35万円から45万に引き上げることとしたものであります。それでは条文の改正内容についてご説明申し上げますので40ページの新旧対照表をご覧願います。第2条第3項課税額の規定ですけれども、後期高齢者支援金の課税限度額を14万円から16万円に引き上げようとするものであります。次に第2条第4項の規定は介護納付金の限度額を12万円から14万円に引き上げようとするものであります。次に第18条第1項の既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収の規定についてですけれども、この改正については条文の整理のための改正となっております。次のページをご覧願います。第23条の国民健康保険税の減額の規定についてですけれども、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定の変更に係る改定となっております。第1号の改定については先ほど第2条第3項、4項のところで申し上げた課税限度額の引き上げに伴う改正となってお

りまして、減額後においても減額対象となる世帯の課税限度額を引き上げようとするものであります。次に、第2号の改定においては5割軽減世帯の軽減判定所得の算定において世帯主を被保険者の数に含めて算定することとしたものであります。また第3号の改定においては、2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき35万円を45万円に引き上げることとしたものであります。戻っていただきまして39ページをご覧願います。附則といたしましてこの条例は平成26年4月1日から施行するものでございますが、改正後の平取町国民健康保険税条例は平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。以上で説明を終了しますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終了いたしました。質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、報告第2号専決処分報告については報告どおり承認することに決定いたしました。

日程第6、報告第3号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

報告第3号専決処分報告につきまして報告させていただきます。平成25年度平取町一般会計補正予算について、平成26年3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものでございます。説明をさせていただきますので44ページをお開き願います。平成25年度平取町一般会計補正予算第13号でございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億円を追加いたしまして、予算の総額を71億3084万2千円とするものでございます。第2項におきましては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしてございます。事項別明細の歳出から説明いたしますので48ページをお開き願います。12款2項1目平取町財政調整基金積立金1億円の追加でございます。これは平成25年度の決算見込みにおきまして、歳入の地方交付税額が現計予算に比べまして、普通交付税で2億5146万円、特別交付税で7993万5千円の、あわせて地方交付税で3億3139万5千円の収入増となりまして、これに伴いまして基金繰入金の減額など、充当財源の

調整を行った結果実質収支に余剰が生じるということになったことから、これを一般会計の後年度の財政需要等に対応するために、財政調整基金に積み立てを行うものでございます。これによりまして、25年度末の財政調整基金残高は9億4212万9千円となる見込みでございまして、一般会計の基金残高見込みは、24年度末より7537万2千円増えまして、26億748万8千円となる見込みでございます。前のページをご覧ください。歳入でございます。
10款1項1目1節地方交付税のうち普通交付税1億円を追加いたしまして、財政調整基金への積立財源とするものでございます。以上、平成25年度平取町一般会計補正予算第13号、平成26年専決処分第3号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長

説明が終了いたしましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、報告第3号専決処分報告については報告どおり承認することに決定しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案1件で原案可決1件、報告3件で承認3件となっております。以上で全日程を終了いたしましたので、平成26年第3回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

(閉会午後3時45分)